

2021年3月29日

受益者の皆さまへ

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

**G S・日本株ファンド 愛称：牛若丸
信託終了(繰上償還)予定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「G S・日本株ファンド 愛称：牛若丸」（以下「本ファンド」といいます。）は1997年12月25日の設定以来、23年以上にわたり、日本の上場株式を主要投資対象として、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行ってまいりました。しかしながら、2021年2月26日現在の純資産総額は約16億円、受益権総口数は約11万口にまで減少し、ファンドの信託約款に定められた信託契約の解約の基準である30万口を下回る状況が長期にわたり継続しております。

弊社といたしましては、本ファンドの純資産総額が長期にわたり減少を続けており、今後、効率的な運用をご提供するに十分な資産規模の維持が困難になることが想定されることから、本ファンドの資産規模の拡大が見込めない現在の状況においては、本ファンドの運用を終了し、運用資産を受益者の皆さまへお返しすることが受益者の皆さまの利益に資するとの判断をいたしました。

つきましては、本ファンドに関し2021年6月7日（月）をもって信託の終了（繰上償還）を予定しておりますのでお知らせいたします。この信託終了は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および本ファンドの信託約款の規定に従い、受益者の皆さまのご意向を確認したうえで実施いたします。次ページ以降のお手続きをよくお読みのうえ、信託終了にご異議のある受益者の方は、2021年5月10日（月）までに、弊社に書面にてお申し出くださいようお願いいたします。異議を申し立てられた受益者の受益権合計口数が本ファンドの総口数の2分の1を超えた場合、信託は終了いたしません。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

【ご案内】

「G S・日本株ファンド（愛称：牛若丸）」の信託終了(繰上償還)予定に関するお手続きのご案内です。

【今後のお手続きについて】

「G S・日本株ファンド（愛称：牛若丸）」の信託終了(繰上償還)について、賛成または反対をご判断ください。
手続きの詳細につきましては、以下のフローチャートにてご確認ください。賛成の場合は必要な手続きはございません。

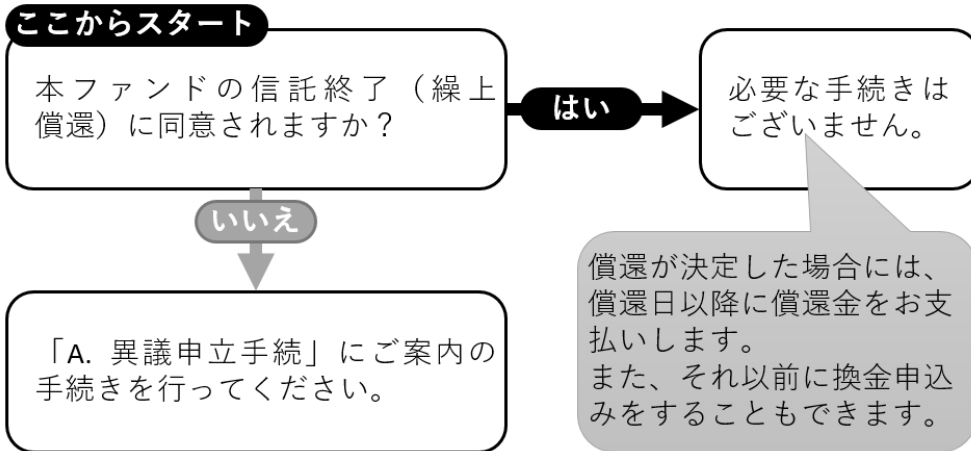
異議申立手続の日程

新聞公告（日本経済新聞朝刊）：	2021年3月29日（月）
異議申立期間：	2021年3月29日（月）から2021年5月10日（月）まで
信託終了予定日（償還日）：	2021年6月7日（月）

異議申立手続の概要

- 公告日現在の受益者の方（2021年3月26日（金）までに購入のお申込みをされた方を含みます。）は、信託終了に関する異議を申し立てることができます。
- 異議申立期間中に異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えなかった場合は、予定通り2021年6月7日（月）をもって信託を終了いたします。2分の1を超えた場合は、信託は終了いたしません。この場合、信託終了を行わない旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、お知らせいたします。

【異議申立手続】



A. 異議申立手続

ステップ1：以下の①から⑦の項目を封書等の書面にご記入ください。

- ① 日付（書面の発信日）
- ② お取り扱い販売会社にご登録のお名前（署名・捺印）とご住所
- ③ ご連絡先電話番号
- ④ ファンド名「G S・日本株ファンド 愛称：牛若丸」
- ⑤ ファンドのお取り扱い販売会社、口座所属店名、投資信託口座番号
- ⑥ 受益権口数（2021年3月29日（月）現在）（2021年3月26日（金）までに購入のお申込みをされた受益権が対象となります。ご不明な場合はお取り扱い販売会社の窓口までお問い合わせください。）
- ⑦ 信託を終了することについて反対する旨（例：「上記ファンドについて、信託終了に異議を申し立てます。」）

ステップ2：以下の宛先まで、ステップ1でご記入いただいた書面をご郵送ください。

〒106-6146 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ郵便局 私書箱 44
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
「G S・日本株ファンド 愛称：牛若丸」
信託終了に関する異議受付窓口
ファンド顧客サービス部 宛

異議申立手順に関するご注意事項

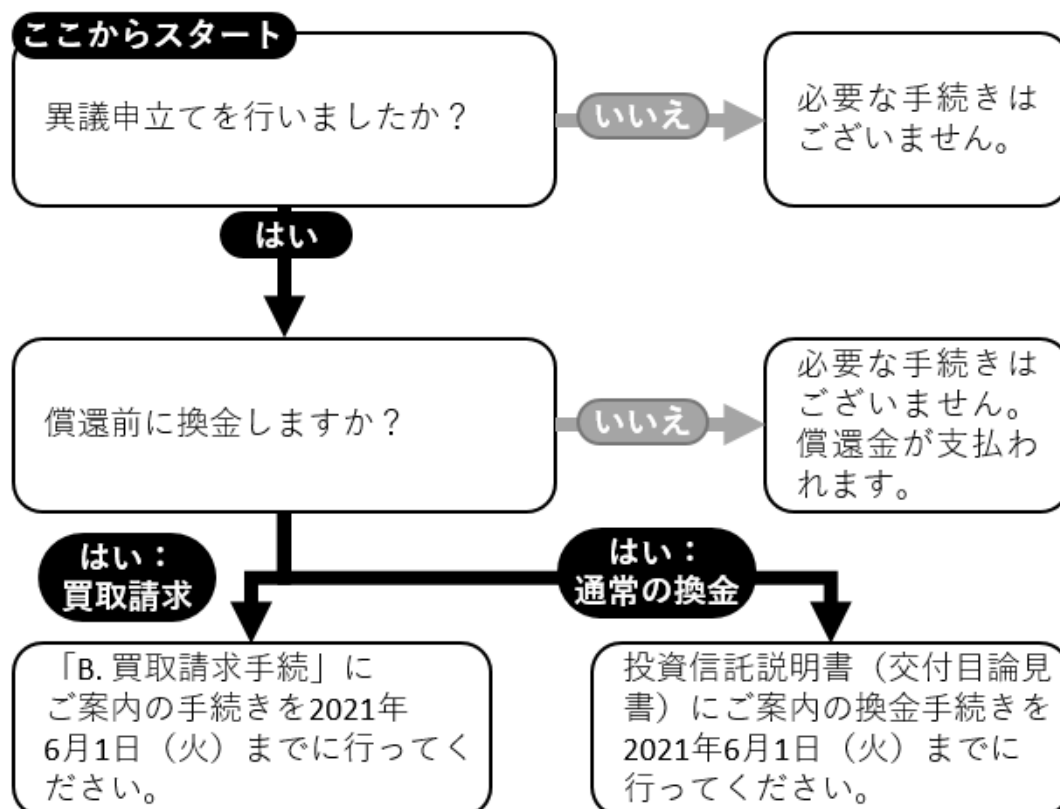
- ※ 2021年5月10日（月）弊社到着分までが有効な異議申立てとなります。
- ※ 異議申立てをされた方は、弊社と販売会社との間でお客様の情報を共有することにご同意いただいたものとします。
- ※ 異議申立ての受益権口数の確認のため、弊社は販売会社に対して口数等の確認を行います。
- ※ ステップ1でのご記入の内容に不備がある場合には、異議申立てが無効となる場合があります。ご記入の内容に不備等がある場合には、弊社または販売会社から確認のご連絡を差し上げることがあります。必要がある場合には本人確認書類等をご提出いただくことがあります。

【買取請求手続について】

信託終了（繰上償還）が決定した場合、異議申立てをされた受益者の方は、法令に定める買取請求を行うことができます。なお、必ず買取請求をしなければならないものではありません。

繰上償還まで保有していただくことも、通常の換金手続きをしていただくことも可能です。

買取請求をされる場合は、通常の換金手続きと異なりますので、下記の注意事項につきあらかじめご了承ください。



B. 買取請求手続

ステップ 1： 信託終了（繰上償還）が決定した場合、異議申立てをされた受益者の方には、弊社より買取請求のご案内を郵送いたします。詳細はこのお知らせに記載いたします。

買取請求受付期間：2021年5月13日（木）から2021年6月1日（火）まで

ステップ 2： 買取請求必要書類をご記入ください。

ステップ 3： 買取請求必要書類をご提出ください。

ステップ 4： ファンドの受託銀行で買取請求必要書類が受理され、原則としてその当日の基準価額を買取価額として買取請求が実行されます。

ステップ 5： ファンドの受託銀行からお客様ご指定の金融機関口座へ買取代金が振込まれます。

ステップ 6： ファンドの受託銀行からお客様に買取計算書を郵送いたします。

買取請求手続に関するご注意事項

- ※ ステップ 3 の買取請求必要書類のご提出にあたっては、受託銀行が法定書類を作成するために必要となる受益者のマイナンバー（個人番号）および本人確認書類のコピーも受託銀行にご提出いただきます。
- ※ 受託銀行へご提出いただく買取請求必要書類の送付費用、買取代金の振込手数料はすべてお客様負担となります。
- ※ 買取価額については、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます（税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。）。
- ※ 買取請求による換金は、通常の換金よりも日数を要する可能性があります。

【よくあるご質問】

Q1：異議申立て、異議申立期間とは何ですか？

- 投資信託において、受益者がそのファンドの償還や重大な変更について反対ができる制度が設けられており、反対の意思表示をすることを「異議申立て」といいます。
- 異議申立てができる期間を「異議申立期間」といいます。新聞公告の日から開始します。なお、本ファンドは、本状の日付で日経新聞に公告を掲載しました。
- 異議申立てができる期間は 1 か月以上とすることが、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および本ファンドの信託約款に規定されています。
- 本ファンドの今般の異議申立期間は、2021年3月29日（月）から2021年5月10日（月）までです。

Q2：信託の終了（繰上償還）はどのように決定されますか？

- 異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数が2021年3月29日（月）時点の受益権総口数の2分の1を超えなかった場合は信託を終了し、超えた場合は信託は終了いたしません。
- 信託を終了する場合は、2021年6月7日（月）が信託の終了日（償還日）です。
- 信託を終了しない場合は、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞において公告し、お知らせいたします。
- いずれの場合も、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（株）のウェブサイトにご案内を掲載する予定です。

Q3：信託の終了（繰上償還）が決定した場合、運用はいつまで継続されますか？

- 信託終了が決定した場合は、償還に向けて、速やかにキャッシュ運用に移行する予定です。

Q4：ファンドの購入はいつまでできますか？

- 信託終了が決定した場合、購入の申込期間は2021年5月14日（金）までとなります。なお、信託終了が決定した後は速やかにキャッシュ運用に移行し日本株式への投資は行われなくなりますのでご注意ください。
- 信託終了を行わない場合は、引き続きご購入が可能です。

Q5：換金ができない期間はありますか？

- 異議申立期間中および買取請求期間中も通常通り、換金が可能です。
- 信託終了が決定した場合、2021年6月1日（火）が最終の換金申込日となります。

Q6：買取請求と通常の換金の両方を行うことはできますか？

- 買取請求と通常の換金の両方を行うことはできません。いずれかひとつの方法をお選びください。いずれも行わない場合には、2021年6月7日（月）の信託の終了日（償還日）の後、お取り扱いの販売会社を通じて償還金をお支払いします。

Q7：通常の換金手続きを教えてください。

- ステップ1：** お取り扱い販売会社にて、ファンドの換金の申し込みを行ってください。原則として毎営業日の午後3時まで受け付けます。
- ステップ2：** 換金申込日の基準価額が換金価額となります。
- ステップ3：** 原則として換金申込日から起算して4営業日目から、お取り扱い販売会社を通じて換金代金をお支払いいたします。

<< 次ページに続きます >>

<< 前ページからの続きです >>

ご注意事項：

- ※ 販売会社によって換金の申し込み受付時間は異なります。
- ※ 信託終了が決定した場合、ご換金のお申込みは 2021 年 6 月 1 日（火）までとなります。
- ※ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1 顧客 1 日当たり 1 億円以上の大口のご換金は制限することがあります。

Q8：償還日まで特に何もしなかった場合はどうなりますか？

- 償還日まで本ファンドを保有いただいた場合は、償還日の翌営業日以降に、販売会社を通じて償還金をお支払いいたします。
- 償還日の前に買取請求や換金手続きをされた場合は、この限りではありません。

Q9：この信託終了に関する日程を時系列で教えてください。

- 今般の信託の終了の日程は以下の通りです。

異議申立期間	2021 年 3 月 29 日（月）～2021 年 5 月 10 日（月）
信託の終了（償還）の決定	2021 年 5 月 11 日（火）
キャッシュ運用の開始	2021 年 5 月 11 日（火）以降
買取請求期間	2021 年 5 月 13 日（木）～2021 年 6 月 1 日（火）
購入申込最終日	2021 年 5 月 14 日（金）
最終換金申込日	2021 年 6 月 1 日（火）
信託の終了日（償還日）	2021 年 6 月 7 日（月）
償還金受渡日	2021 年 6 月 8 日（火）以降

その他、本状に関しましてご不明な点は以下の窓口までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
「信託終了（繰上償還）についてのお問い合わせ専用窓口」

フリーダイヤル：0120-331-376

2021 年 3 月 29 日～2021 年 6 月 7 日の（月）～（金）

午前 9 時より午後 5 時まで。祝祭日を除きます。

以上